



広島県報

定期
第40号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県会計規則の一部を改正する規則	二
出納員その他の会計職員任命等に関する規則の一部を改正する規則	三
広島県動物愛護管理条例施行規則等の一部を改正する規則	三
広島県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する等の規則	五
(以上県法規記載)	

告示

出納長の事務の一部委任の解除	六
特定計量器の定期検査の実施	六
告示の廃止	七
(県法規記載)	
許可をすべき皆伐面積の限度	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	九
都市計画事業の認可	一
港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	二
公告	
特定非営利活動法人の認証申請	二
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	二
市町村都市計画の決定に係る図書の写し	二
土地改良区の定款変更の認可	三
土地改良区の役員就任	三
選挙管理委員会告示	三

不在者投票のできる施設の指定 一三

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示 一三

正誤

平成十八年三月十六日付け広島県報(定期)第二十号中
 広島県告示第二百八十号の訂正 (治山室) 一四
 平成十八年三月十日付け広島県報(号外)第三十六号中
 広島県警察本部告示の番号の訂正 一四

公布された規則のあらまし

一 改正の要旨

- 道路交通法の一部改正に伴い、放置違反金仮納付金を歳入歳出外現金として受け入れるため、必要な改正を行った。
- 日本郵政公社を収納代理金融機関に指定したことに伴い、必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成十八年六月一日

出納員その他の会計職員任命等に関する規則の一部を改正する規則(規則第五十五号)(審査指導室)

一 改正の要旨

道路交通法の一部改正に伴い、放置違反金に係る現金の出納等を委任する者を出納員に任命するなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年六月一日

広島県動物愛護管理条例施行規則等の一部を改正する規則(規則第五十六号)(食品衛生室)

一 改正の要旨

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、動物取扱業について登録制が導

入されたこと及び特定動物の飼養又は保管について条例による規制措置に代えて許可制が導入されたことなどに伴い、次のとおり関係規則の規定を整備した。

規則名	内容
広島県動物愛護管理条例施行規則	特定動物の飼養許可に係る規定を整理した。
広島県地方機関の長に対する事務委任規則	動物取扱業の登録等に係る知事の権限を動物愛護センター所長に委任した。
広島県手数料条例施行規則	犬又はねこの引取り手数料の徴収方法及び徴収時期を定めた。

二 施行期日

平成十八年六月一日

広島県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する等の規則(規則第五十七号)(農産振興室)

一 改正の要旨

広島県かんきつ規格条例の廃止に伴い、かんきつの規格及びこれによる格付制度を廃止するため、関係規則の整備を行った。

二 施行期日

平成十八年六月一日

規則

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第五十四号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「収納代理金融機関」の下に「日本郵政公社を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)は、次に掲げるものに係る県の歳入金及び歳入歳出外現金の収納に関する事務を取り扱つことができる。

一 自動車税

二 放置違反金

三 放置違反金仮納付金

第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「収納代理金融機関」の下に「日本郵政公社を除く。以下この項において同じ。」を加える。

第十五条第四項中「収納代理金融機関」の下に「日本郵政公社を除く。」を加え、同項ただし書中「現金払込書の添付」を「現金払込書」に改める。

第四十二条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 放置違反金仮納付金

第四十五条第四項中「収納代理金融機関」の下に「日本郵政公社を除く。次項において同じ。」を加える。

第六十五条中「収納代理金融機関」の下に「日本郵政公社を除く。」を加える。

第六十八条に次の二項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、収納代理金融機関が日本郵政公社の場合にあつては、日本郵政公社は、納入者から現金の納付を受けたときは、これを領収して領収証書を納入者に交付し、領収済通知書(電磁的記録を含む。)を指定金融機関を経由して出納長に送付し、その領収した現金を郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第五十八条の規定により県が加入する公金に関する郵便振替の口座に払い込まなければならない。

5 出納長は、前項の規定により払い込まれた公金を払い出して、指定金融機関の預金として扱うときは、指定金融機関をして収納させるものとする。

別記様式第六号その6の次に次の一様式を加える。

その7

<p>広島県領収済通知書 （返送取扱票）</p> <p>領収済日付 領収済金額</p> <p>領収済回数</p> <p>領収済品名</p> <p>領収済数量</p> <p>領収済単位</p> <p>領収済場所</p> <p>領収済時間</p> <p>領収済担当者</p> <p>領収済印</p>		<p>広島県納付書 （返送取扱票）</p> <p>納付書番号</p> <p>納付金額</p> <p>納付日付</p> <p>納付場所</p> <p>納付時間</p> <p>納付担当者</p> <p>納付印</p>	<p>広島県納入通知書(領収証書)</p> <p>納付書番号</p> <p>納入者住所・氏名</p> <p>納付内書</p> <p>納付額</p> <p>金額</p> <p>納付日付</p> <p>広島県知事 (広島県警察本部)</p>
---	--	--	--

- 備考
- 1 用紙の大きさは、縦114ミリメートル、横297ミリメートルとする。
 - 2 この納入通知書は、放置違反金及び放置違反金仮納付金に係る納入通知書について使用するものとする。
 - 3 金額は訂正することができない。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年六月一日
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十五号

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員等の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の部及び六の部を次のように改める。

五 警察本部総務 部会計課	出納係長	次席	一 警察本部で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 二 警察本部の所掌に属する一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に係る保証金及び担保の出納及び保管
六 警察本部交通 部交通規制課	用度第二係長 駐車対策企画 第二係長	次席 駐車対策室長	一 警察本部の所掌に属する物品の出納及び保管 二 当該課で収納する道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による放置違反金若しくはこれに伴う県税外収入又は放置違反金仮納付金若しくは放置違反金に伴う差押物件公売代金等の出納及び保管

別表第四の四の項を次のように改める。

四 警察本部交通部交通 規制課	警察本部交通部交通 規制課出納員	警察署出納員	一 滞納に係る放置違反金及びこれに伴う県税外収入の徴収に係る差押物件公売代金等の出納及び保管 二 滞納に係る県税外収入の徴収に係る差押物件公売代金等の出納及び保管
-----------------------	---------------------	--------	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県動物愛護管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月一日

広島県規則第五十六号

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県動物愛護管理条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県動物愛護管理条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県動物愛護管理条例施行規則(昭和五十五年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条から第十三条までを削る。

第十四条中「第十二条」を「第六条」に改め、「又は特定動物」を削り、「別記様式第六号又は別記様式第七号」を「別記様式第一号」に改め、同条を第四条とする。

第十五条中「第十四条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第一号八を次のように改める。

八 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第二十六条第一

項の規定による許可を受けている場合においては、当該許可の番号及びその年月日第十五条を第五条とする。

第十六条中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に、「別記様式第八号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第六条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

別記様式第一号から別記様式第五号までを削る。

別記様式第六号中「(第14条第2項)」を「(第4条第2項)」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第七号を削る。

別記様式第八号中「(第16条第2項)」を「(第6条第2項)」に改め、同様式表中「(第17条第1項)」を「(第10条第1項)」に改め、同様式裏中「第17条」を「第10条」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)次号において「法」といつ。に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十条第一項の規定による動物取扱業者の登録

(二) 第十一条第一項(第十三条第二項及び第十四条第三項)において準用する場合を含む。

む。(一)の規定による動物取扱業者登録簿への登録

(三) 第十一条第二項(第十三条第二項及び第十四条第三項)において準用する場合を含む。(一)の規定による動物取扱業者登録簿に登録した旨の通知

(四) 第十二条第二項(第十三条第二項、第十四条第三項及び第十九条第二項)において準用する場合を含む。(一)の規定による通知

(五) 第十三条第一項の規定による動物取扱業者の登録の更新

(六) 第十四条第一項の規定による登録事項等の変更の事前の届出の受付

(七) 第十四条第二項の規定による登録事項等の変更の事後の届出の受付

(八) 第十五条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧

(九) 第十六条第一項の規定による動物取扱業者の廃業等の届出の受付

(十) 第十七条の規定による動物取扱業者の登録の抹消

(十一) 第十九条第一項の規定による動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止の命令

(十二) 第二十条の規定による動物取扱責任者研修の実施

(十三) 第二十一条の規定による動物の管理の方法等の改善の勧告

(十四) 第二十三条第二項の規定による動物取扱責任者研修の受講に係る措置の勧告

(十五) 第二十三条第三項の規定による報告の徴収及び立入調査

(十六) 第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査

(十七) 第二十五条第一項の規定による周辺の生活環境の保全に係る措置の勧告

(十八) 第二十五条第二項の規定による報告に従わない者に対する措置の命令

(十九) 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

(二十) 第二十七条第二項(第二十八条第二項)において準用する場合を含む。(一)の規定による条件の付与

(二十一) 第二十八条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る事項の変更の許可

(二十二) 第二十八条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る軽微な変更の届出の受付

(二十三) 第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管に係る許可の取消し

(二十四) 第三十二条の規定による特定動物の飼養又は保管に係る措置の命令

(二十五) 第三十三条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る報告の徴収及び立入検査

(二十六) 第三十五条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。(一)の規定による犬又はねこの引取り及び引き取るべき場所の指定

(二十七) 第三十五条第三項の規定による市町長への必要な協力の求め

(二十八) 第三十五条第四項の規定による犬又はねこの引取りの委託

(二十九) 第三十六条第一項の規定による通報の受付

(三十) 第三十六条第二項の規定による動物又は動物の死体の収容

- (三) 第三十七条第二項の規定による繁殖制限の指導及び助言
- 二の二 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第二条第三項の規定による動物取扱業者の登録に係る書類の提出の要求
 - (二) 第二条第五項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証の交付
 - (三) 第二条第六項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証の再交付
 - (四) 第二条第八項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証を亡失した旨の届出の受付
 - (五) 第二条第九項(第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業者の登録証の返納の受付
 - (六) 第五条第六項の規定による登録事項等の変更に係る書類の提出の要求
 - (七) 第十条第三項ただし書の規定による他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせる場合の定め及び他の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修の指定
 - (八) 第十三条第十号の規定による他の都道府県又は市町で法第二十六条第一項の許可を受けた者が三日を超えない期間特定動物の飼養又は保管をする場合の通知の受付
 - (九) 第十四条の規定による法第二十六条第一項の許可の有効期間の設定
 - (十) 第十五条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る書類の提出の要求
 - (一) 第十五条第五項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の交付
 - (二) 第十五条第六項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付
 - (三) 第十五条第八項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証を亡失した旨の届出の受付
 - (四) 第十五条第九項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受付
 - (五) 第十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受付
 - (六) 第十八条第三項の規定による特定動物の飼養又は保管に係る事項の変更に係る書類の提出の要求
 - (七) 第二十条第三号の規定による法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするための特定動物に対する措置内容の届出の受付

第十一条第三号中(一)から(四)までを削り、同号(五)中「第十三条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号(五)を同号(一)とし、同号(六)中「第十三条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号(六)を同号(二)とし、同号(七)中「第十四条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号(七)を同号(三)とし、同号(八)中「第十四条第三項」を「第八条第三項」に改め、同号(八)を同号(四)とし、同号(九)を削り、同号(十)中「第十五条第二項」を「第九条」に、「措置命令」を「措置の命令」に改め、同号(十)を同号(五)とし、同号(十一)を削り、同号(十二)中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号(十二)を同号(六)とし、同号(十三)中「第十八条」を「第十一条」に改め、同号(十三)を同号(七)とし、同号(十四)中「第十九条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号(十四)を同号(八)とし、同号(十五)中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号(十五)を同号(九)とし、同条第四号を削り、同条第四号の二中「本条第二号(六)及び(九)」を「本条第二号(六)、(六)、(三)及び(四)」に改め、同号を同条第四号とし、同条第五号中「本条第三号(十)及び(十一)」を「本条第三号(五)」に改める。

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「及び」を「」に規定する手数料(保育士試験手数料を除く。)、同表」に、「それぞれの手数料(条例別表児童福祉法)」を「手数料及び同表動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)」に、「保育士試験手数料を除く」を「手数料(犬又はねこの引取り手数料に限る)」に改める。

第三条中「条例別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項に規定するそれぞれの」を「次の表の上欄に掲げる」に、「一般旅券の受領の」を「それぞれ同表下欄に掲げる」に改め、同条に次の表を加える。

一 条例別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項に規定するそれぞれの手数料	一般旅券の受領の時
二 条例別表動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)以下この項において「法」という。の項に規定する犬又はねこの引取り手数料	犬又はねこを引き取る時

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

広島県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十七号

広島県果樹農業振興審議会規則の一部を改正する等の規則

(広島県果樹農業振興審議会規則の一部改正)

第一条 広島県果樹農業振興審議会規則(昭和三十七年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第二条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表農林水産部の部農水産振興局の款農産振興室の項中「並びに広島県かんきつ規格」を削る。

(広島県かんきつ規格条例施行規則及び広島県かんきつ規格指導員設置規則の廃止)

第三条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 広島県かんきつ規格条例施行規則(昭和三十五年広島県規則第九十六号)

二 広島県かんきつ規格指導員設置規則(昭和三十五年広島県規則第七号)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

広島県告示第五百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部の委任を解除させた。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を解除した出納員	解除した事務	解除した年月日
広島県立呉昭和高等学校に所属する次の職員 中川新吾	一 当該出納員の所属する麻の会計事務(法第七十条第二項第一号及び第七号に規定する会計事務を除く。)	平成十八年五月九日

広島県告示第五百九十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 区域
三原市(旧久井町は除く。)
- 二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一八・六・二六	一〇・〇〇～一二・〇〇	三原農協幸崎支店
	一三・三〇～一五・〇〇	三原農協三原西支店
	一〇・〇〇～一二・〇〇	三原農協鷺浦管農生活センター
	一三・〇〇～一五・三〇	三原農協鷺浦出張所
	九・三〇～一二・〇〇	小佐木棧橋待合所
	一〇・三〇～一二・三〇	三原農協八幡出張所
	一三・〇〇～一五・〇〇	中之町コミュニティセンター
	一〇・三〇～一二・三〇	三原市人権文化センター
	一三・〇〇～一四・三〇	糸崎コミュニティセンター
	一〇・三〇～一二・〇〇	神明会館
	一〇・三〇～一二・〇〇	大和文化センター
	一〇・三〇～一二・〇〇	三原農協本店
	一〇・三〇～一二・〇〇	三原市役所(西側車庫)
	一〇・三〇～一二・〇〇	三原市役所本郷支所

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場所

実施期日 平成十八年六月二十六日から
実施場所 当該計量器の所在場所

五 平成十八年八月二十五日まで
 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会

広島県告示第五百九十二号
 次に掲げる告示は、廃止する。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 昭和三十六年広島県告示第七号(広島県かんきつ規格)
 二 昭和四十四年広島県告示第八百二十六号(かんきつの消費地域の指定)

広島県告示第五百九十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によって、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 水源かん養保安林

森 林 計 画 区 名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包 括 市 町 名	皆伐面積の限度(ヘクタール)
太 田 川	上水内川	広島市(旧湯来町)、廿日市市吉和	七九二・五二
"	小瀬川上流	廿日市市(旧佐伯町)	三三三・三四
"	太田川上流	山県郡安芸太田町・北広島町(旧芸北町・旧豊平町)	二、一四〇・〇四
"	太田川下流	広島市(東区旧安芸町・安芸区船越町・旧瀬野川町・阿戸町・旧矢野町・安佐北区白木町・佐伯区を除く)	一三〇・一六
"	可 愛 川	山県郡北広島町(旧大朝町・旧千代田町)	四四八・九八
"	三 篠 川	広島市安佐北区白木町	—
"	江の川上流	安芸高田市市原町	三三五・一五
"	生 田 川	安芸高田市(向原町を除く。)	七三八・一九

二 土砂流出防備保安林

森 林 計 画 区 名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)	
高梁川上流	神石郡神石高原町(旧油木町)	一・八二	
"	神石高原町(旧神石町)	〇・八六	
"	神石高原町(旧豊松村)	〇・四八	
"	神石高原町(旧三和町)	二・三三・九二	
江の川上流	三次市(甲奴町・君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町を除く。)	二五・七〇	
"	三次市甲奴町	一七・〇四	
"	三次市君田町	六・三〇	
"	三次市布野町	二・九三	
"	三次市作木町	四・一六	
"	三次市吉舎町	一四・五五	
"	三次市三良坂町	三・七四	
"	三次市三和町	一七・八二	
"	庄原市(総領町・西城町・東城町・口和町・高野町・比和町を除く。)	二六・四八	
"	神野瀬川	三次市(甲奴町を除く。)、庄原市高野町	一、八四四・六二
"	江の川上流	世羅郡世羅町(旧世羅西町)	—
"	西城川	庄原市(東城町・高野町・総領町を除く。)	一、三八三・九七
"	東城川	庄原市東城町	三六五・五〇
"	甲奴地区	庄原市総領町、三次市甲奴町	—
"	府中市上下町	府中市上下町	三二七・六六
瀬戸内	神石地区	神石郡神石高原町	—
高梁川上流	福山市(内海町を除く。)、府中市(上下町を除く。)	七七五・四九	
瀬戸内	芦田川	福山市(内海町を除く。)、府中市(上下町を除く。)	三二七・〇二
"	世羅台地	世羅郡世羅町(旧世羅西町を除く。)	一九〇・五六
"	尾道地区	尾道市(向東町・旧因島市・瀬戸田町・向島町を除く。)、三原市久井町	三・五四
"	沼田川上流	東広島市高屋町・福富町・豊栄町・河内町、三原市大和町	二〇三・六二
"	黒瀬川上流	東広島市(高屋町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。)	六三・五四

江田島市江田島町	四一・四〇
江田島市能美町	四一・二
江田島市沖美町	二九・三八
江田島市大柿町	九・六〇
豊田郡大崎上島町(旧大崎町)	五・四四
大崎上島町(旧木江町)	七・八四
世羅郡世羅町(旧世羅西町・旧甲山町を除く。)	七四・九一
世羅町(旧世羅西町)	二四・〇八
世羅町(旧甲山町)	一八二・六九

三 干害防備保安林

森林区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)
瀬戸内	府中市上下町	三・〇〇
"	東広島市(旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。)	七・五〇

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)
高梁川上流森林計画区	一・七四
江の川上流森林計画区	三・三三
太田川森林計画区	二七・二一
瀬戸内森林計画区	一三三・一三

広島県告示第五百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
平成十八年六月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
- 西辰川二丁目一四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	西辰川二丁目			二六一番一三	標柱一号及び二号
"	"	"	"	二六一番一	標柱三号から五号まで
"	"	"	"	二六一番一	標柱六号、十五号及び十六号
"	"	"	"	二五二番一	標柱七号、九号及び十号
"	"	"	"	二五三番一	標柱八号
"	"	"	"	二四二番一	標柱十一号
"	"	"	"	二四二番一	標柱十二号
"	"	"	"	二四〇番	標柱十三号及び十四号
"	"	"	"	二六一番	標柱十七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	東鹿田町			三六一番	標柱一号
"	"	"	"	三八二番一	標柱二号
"	"	"	"	三八四番一	標柱三号から六号まで
"	"	"	"	三五七番一	標柱七号及び八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	焼山中央一丁目			二二五六番一	標柱一号
"	"	"	"	八二三番二七六	標柱二号から四号まで
"	"	"	"	二二五五番一	標柱五号

二五三番二地先河川敷 標柱六号
 二五六番一四地先道路敷 標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 阿賀南七丁目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
 呉市 阿賀南七丁目 七二七番一 標柱一号
 二二八番一、四、五 標柱二号
 七二〇六番 標柱三号
 七二四番 標柱四号
 七二六番 標柱五号及び六号
 七二五番 標柱七号
 七二〇番六 標柱八号及び九号
 七二〇番三 標柱十号
 七二〇番七 標柱十一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 阿賀北五丁目二七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
 呉市 阿賀北五丁目 一一三番三 標柱一号
 一一二九番 標柱二号及び三号
 一一七番二、五 標柱四号
 一一七番一、五 標柱五号
 一一三番一 地先道路敷 標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 宮原一丁目一六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番
 呉市 宮原一丁目 一五〇番一 標柱一号
 一四七番一 地先道路敷 標柱二号
 一四八番地先道路敷 標柱三号
 一四八番 標柱四号
 一四九番 標柱五号及び十一号
 一六〇番 標柱六号
 一五九番地先道路敷 標柱七号
 一五九番 標柱八号
 一五三番 標柱九号
 一五一番地先市道敷 標柱十号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 新宮八地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年三月三十日広島県告示第百四十四号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。

郡市 町 村 地 番
 呉市 新宮町 二〇八番一 標柱一号及び六号
 一一〇番 標柱二号及び三号
 二〇七番一 地先道路敷 標柱四号及び五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 牛ヶ迫地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十六年三月二日広島県告示第百十五号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十八年一月二十日広島県告示第七十四号(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年三月二日広島県告示第百十五号(以下「告示A」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十八年一月二十日広島県告示第七十四号(以下「告示B」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と

五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号は告示Aで指定した土地に存する標柱一号と五号を結んだ線上に存し、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱五号及び告示Bで指定した土地に存する標柱一号と同一とし、標柱四号は告示Bで指定した土地に存する標柱四号と同一とする。

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	室瀬町			一〇三番二地先市道敷	標柱一号
	神原町			七七番一	標柱二号
				七七番二	標柱三号
				七五番一	標柱四号
	室瀬町			一〇三番五地先市道敷	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁方西神一七地区(追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成五年三月二十九日広島県告示第三百五十二号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市	町	村	地	番	標柱
呉市	仁方西神町			三二七八番一	標柱一号
				三二八一番一	標柱二号
				三二八二番一	標柱三号
				三二七五番七	標柱四号
				三二七五番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
串山二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	大字	字	地	番	標柱
呉市	蒲刈町		向	串山		一一三三番二	標柱一号
						一一三三番一	標柱二号

								一一一五番一八	標柱三号
								一一一七番三	標柱四号
								一一一五番一	標柱五号
								一一一五番八	標柱六号
								一一一五番九	標柱七号
								一一一〇番四	標柱八号
								一一一〇番七	標柱九号
								一一一四番一	標柱十号
								一一一六番二	標柱十一号
								一一一五番三七	標柱十二号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
八反地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	村	字	地	番	標柱
尾道市	向島町		西堤		一一二番二	標柱一号
					一一一四番一	標柱二号
					一一二番一	標柱三号
			八反		一〇五〇番二	標柱四号
					一〇四九番一	標柱五号
			西堤		一一二番一	標柱六号

広島県告示五百九十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。
平成十八年六月一日
広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称	広島市
二 都市計画事業の種類及び名称	広島圏都市計画道路事業(広島平和記念都市建設事業)一・四・〇〇一号広島南道路及びび三・三・三四一号宇品観音線

三 事業施行期間
平成十八年六月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
広島市中区江波東二丁目、江波本町、江波二本松一丁目、江波西二丁目地内
使用の部分
なし

広島県告示第五百九十六号
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、福山港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会の開催について告示する。
平成十八年六月一日

福山港港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日
平成十八年六月十六日午後二時

二 場所
福山市三吉町一丁目一番一号
広島県福山地域事務所第一庁舎四階一四二会議室
変更しようとする地域

三
福山港福山地区（その三）
福山市田尻町〱鞆町鞆

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。
平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人子どもの未来と平和を考える会	竹本宗文	広島県広島市佐伯区海老園一丁目五番一三三号	この法人は、国内外を問わず国際平和について関心を持つ人々に対して、平和推進に関する事業を行い、世界の恒久平和を訴え続ける意義を後世に伝えることに寄与することを目的とする。	平成一八年五月一九日
特定非営利活動法人わくわく会	植村 正盛	広島県三原市本郷町下北方三七五番地一	この法人は、地域において就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスに関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。	平成一八年五月一九日
特定非営利活動法人資源をむだにしない生活を考える庄原市民の会エコ燃料グループ	吉方 明美	広島県庄原市上原町一八五二番地六	この法人は、廃食油を活用したBDF燃料の製造活動事業を推進し、もつて庄原市が推進する資源のリサイクル事業を協働し、地球の温暖化防止、地域の活性化に寄与することを目的とする。	平成一八年五月一七日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エスポ三原

所在地 三原市城町二丁目六〇二 三五九外
県の通知の縦覧場所

二 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一 番五二号）
三原市経済部商工振興課（三原市港町三丁目五番一号）

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間

平成十八年六月一日から平成十八年七月三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、大竹市から広島

圏都市計画地区計画晴海地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によって、福山市土地改良区の定款変更を平成十八年五月二十三日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができ、

平成十八年六月一日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

福山市土地改良区から次の役員が就任した旨の届出があった。

平成十八年六月一日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

(就任役員)

職名 氏 名 住 所

理事 藤 野 宏 福山市手城町三丁目一三・八

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十八年六月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の種類	施設の名称	所 在 地	指定年月日
病院	自衛隊員病院	呉市昭和町六番三四号	平成十八年五月十三日
老人ホーム	特別養護老人ホーム	呉市狩留賀町三番一六号	平成十八年五月十三日

老人ホーム	特別養護老人ホーム	安芸高田市向原町坂二八七番地一	平成十八年五月十三日
かるが	かがやき		

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第41号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年6月1日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
5S1048	告示の日(平成18年6月1日)から3年間	回胴式遊技機	F-501	株式会社フュースト 代表取締役 大島 享 (東京都中央区日本橋久松町13番4号)	左 同
6P0175	同 上	ぱちんこ遊技機	CRバチクエDH	株式会社サンセイアール フロントイン 梅村 義孝 (名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P0182	同 上	同 上	CRバチクエICA	同 上	左 同
6P0177	同 上	同 上	CRバチクエIDA	同 上	左 同
6S0025	同 上	回胴式遊技機	プレイミニア クエイト	株式会社ロデオ 代表取締役 小宮 隆三 (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンジヤ ン60)	左 同

6S0063	同上	同上	ドカベンD	同上	左回
6S0026	同上	同上	マスオオブリコ	同上	左回
5S1195	同上	同上	お江戸大捜査線T D	タテヨーエシツ株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市区 見崎町125番地)	左回

正

誤

平成十八年三月十六日付け広島県報 (定期) 第二十号に登載の広島県告示第二百八十号 (保安林予定森林にする旨の通知) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局治山室長

ページ	段	行	誤	正
二	下	後ろから一五	字大平一六三の三・一六五・乙 一一四一八・一四二二・一四二四・ 一四二五 (以上六筆について次 の図に示す部分に限る。)	字大平一四二四、一六三の三・ 一六五・乙一四一八・一四二二・ 一四二五 (以上五筆について次 の図に示す部分に限る。)

平成十八年三月十日付け広島県報 (号外) 第三十六号に登載の広島県警察本部告示の番号を次のように訂正する。

警察本部警務部警務課長

ページ	段	行	誤	正
三	上	一	広島県警察本部告示第27号	広島県警察本部告示第1号